小田原市消防本部消防用設備等に関する行政指導指針の制定について意見を募集します

このたび、小田原市消防本部消防用設備等に関する行政指導指針を公表することで、火災予防行政の明確化、公平性及び透明性の向上を図るため、これら行政指導指針に対する市民の皆さまからの意見を募集いたします。

１意見提出方法

(1)市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ「小田原で暮らす」の「行政経営」(右図バナー)

⇒「市政への参加・市民意見募集」の「パブリックコメント（市民意見）の募集・結果の公表・実施状況」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「小田原市消防本部消防用設備等に関する行政指導指針の制定」内の意見投稿フォーム



パブリックコメントの募集・結果の公表等

(2)意見記入用紙（別紙様式）による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒256-0813 小田原市前川183-18

小田原市消防本部予防課指導係あて

イ ファクスを利用する場合

ＦＡＸ番号：0465-49-2592　小田原市消防本部予防課指導係あて

ウ 持参する場合

小田原市消防本部３階予防課 ※午前８時30分から午後５時15分まで(土・日曜日、祝日を除く。)

２ 意見提出期間

令和８年11月13日（金）から令和８年12月14日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

３ 留意事項

・提出いただいた意見は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、それに対する市の考え方とともに後日公表します。

・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承願います。

４ 問い合わせ先

小田原市消防本部予防課指導係

電話：0465-49-4427　　ＦＡＸ：0465-49-2592